

9 海外人材

(1) 在留外国人の権利・義務確保のための制度的インフラの整備

社会保険加入に関する迅速な省庁間連携の実現及び在留資格変更等に当たっての考慮

ア 「社会保険制度に加入していること」の『在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン』への追記【平成20年度措置】

社会保険制度（医療保険制度及び公的年金制度）については、各制度において定められた被保険者要件を満たす者について適用されるものであり、我が国に在留する外国人もその例外ではない。

したがって、当初の上陸許可から一定の期間が経過した後申請される在留資格の変更、在留期間の更新許可について、運用の明確化と透明性向上を図る観点から公表されているガイドラインへ社会保険制度に加入していることを追記し、我が国に在留する外国人に対し、当該義務の履行を促進する。（法務ウ a）

イ 社会保険制度未加入の外国人の社会保険加入を促進するための関係行政機関の連携の仕組みの検討【平成20年度検討・結論】

上述アの措置により、社会保険制度に加入していることを『在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン』へ追記することに伴い、社会保険制度への未加入が判明した外国人に対しては、社会保険制度への加入が円滑に進み、その加入が徹底されるようフォローすべきである。

したがって、社会保険未加入の外国人の社会保険加入を促進するため、関係行政機関の連携のための具体的方策について、検討し、結論を得る。（法務ウ b）

ウ 個々の外国人が加入している社会保険制度に関する情報提供について、関係行政機関等が連携できる仕組みの検討【平成21年検討】

外国人個人の社会保険制度への加入状況を確認する際には、現在、当該制度が地方公共団体、全国健康保険協会、共済組合、健康保険組合等によりそれぞれ独立して運営されていることから、それぞれの組織へ個別に問い合わせる必要がある。特に、加入照会の未、最終的な受け皿となる国民健康保険を運営する地方公共団体にとっては、その確認に多大な労力がかかっているとの指摘がある。

したがって、地方公共団体においてそれぞれの運営する国民健康保険の加入対象者をより確認しやすくなるよう、関係行政機関等が個別に保有する外国人の社会保険制度加入状況に関する情報を合理的な範囲内で提供できるようにするため

の具体的方策について、検討する。(法務ウ c)

外国人成人の日本語能力の認定及び在留資格変更等に当たっての考慮

ア 「生活者としての外国人」に必要な日本語の枠組みの検討【平成 20 年度検討】

日本語が主たるコミュニケーション手段となっている我が国において、外国人が地域で意思疎通を図り生活できるよう、日常生活において必要とされる日本語の枠組みについて検討する。(法務ウ)

外国人学校に対する感染症の発生の予防、及びそのまん延防止策の徹底

ア 南米系外国人学校の定点調査【平成 21 年度以降継続実施】

いわゆるニューカマーといわれる日系ブラジル人、日系ペルー人は、一般に転職の頻度が高いといわれ、その影響から、南米系外国人学校は、地域の日系ブラジル人、日系ペルー人の雇用状況の変動に応じて短期間で開閉校が行われるケースも少なくない。そのため、南米系外国人学校の正確な実態把握には定期的かつ継続的な調査が欠かせない。

したがって、外国人集住都市会議のメンバーである地方公共団体のようにニューカマーといわれる外国人が集住している地域において、南米系外国人学校の実態把握のための定点調査を行うため、外国人が集住している地域と連携し、毎年度継続して実施していく。(法務ウ a)

イ 南米系外国人学校の定点調査結果の感染症予防、まん延防止対策への活用【平成 21 年度以降継続実施】

先述アの定点調査の結果得られた南米系外国人学校の情報については、文部科学省より厚生労働省へ情報提供し、いわゆる 1 条校でなく、かつ各種学校の認可も受けていない外国人学校に対しても、適切な感染症予防及びまん延防止対策が図られるよう、厚生労働省において、当該学校が所在する地方公共団体にその情報を提供し、活用できるようにしていく。(法務ウ b)

(2) 日インドネシア E P A における看護師候補者・介護福祉士候補者受入れ支援の充実

看護師候補者・介護福祉士候補者の保護のための講習実施体制の整備【平成 20 年度措置】

看護師候補者・介護福祉士候補者に対しては、平成 21 年 1 月から、国際厚生事業団(J I C W E L S)の相談窓口インドネシア語通訳を週 2 回程度配置すること、年 1 回定期的に受入れ施設への巡回訪問を実施すること等の支援がなされる予定で

ある。

これに加え、候補者に対して、母国語での相談窓口の存在やその利用方法の周知、労働関係法令の説明や受入れ施設の不正行為に遭遇した場合の対処方法等、候補者の法的保護に必要な情報についても、入国当初に行われる半年間の研修内に周知する体制を整える。(法務ウ a)

受入れ施設での就労・研修時におけるフォロー体制の充実【平成 20 年度以降継続実施】

受入れ施設における就労・研修の実施状況については、毎年受入れ施設が J I C W E L S を通じて国に報告することとなっている。

したがって、J I C W E L S を中心として、看護師候補者・介護福祉士候補者への効果的な O J T 手法や国家試験合格のためのサポート等、受入れ施設が実践している有用なノウハウを集約し、その内容を広く受入れ施設へフィードバックする体制を整備すると共に、日本語の継続学習のサポートを充実する。(法務ウ b)

(3) 外国人研修・技能実習制度の見直し

在留資格「研修」の見直し【平成 21 年通常国会に関係法案提出】

研修生に対し、非実務研修（いわゆる座学研修）に加え、実務研修を実施する場合、原則として、実務研修には労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令を適用することとし、労働法上の保護が受けられるようにするため、出入国管理及び難民認定法上の在留資格「研修」を見直し、実務研修への労働関係法令の適用が円滑に為されるようにする。(法務ウ c)

研修生・技能実習生に対する保護措置の整備・拡充

ア 母国語による無料ホットラインの拡充

研修生・技能実習生が母国語で実情を率直に相談し、かつ必要な支援を受けることができるよう設置されたホットラインは、現在、中・尼・越の各言語とも平日に週 1 回、11 時～13 時、14 時～19 時の時間帯と、平成 20 年度より、土曜日も 13 時～19 時の時間帯で開設されている。しかしながら、研修や実習で時間的に制約されている研修生・技能実習生にとっては、実際に利用できる時間帯は限られていることからホットライン開設時間について、平成 20 年度の利用状況を把握、分析した上で、研修生・技能実習生が相談しやすいと思われる時間帯まで拡充していくことを検討し、結論を得る。**【平成 21 年検討・結論】**(法務ウ f (イ))

加えて、上記相談で得られた情報を関係機関に取り次ぎ、受入れ機関の不正行

為の発見及び研修生・技能実習生に対する保護の実効性を高める。【平成 21 年度以降継続実施】(法務ウ f (ウ))

イ 研修の開始時点における初期講習の整備

研修生全員に対し、入国後早期に、外国人研修・技能実習制度や労働関係法令の説明や受入れ機関の不正行為に遭遇した場合の対処方法等、研修生の法的保護に必要な情報の理解を目的とした初期講習を実施する体制の整備を進める。【平成 21 年以降関係法令の施行まで逐次実施】(法務ウ f (エ))

その上で、当該講習の実施を徹底するため、第 1 次受入れ機関が実施する集合研修において、研修生の母語に配慮しつつ、専門的知識を有する外部講師等による講義を実施することを義務付ける。【関係法令の施行までに措置】(法務ウ f (オ))

希望する地方公共団体への第 1 次受入れ機関に関する情報の提供【平成 21 年度以降継続実施】

昨今、外国人研修・技能実習制度の利用が拡大する中、一部の地方公共団体においては、地域における本制度の利用状況を正しく把握し、地域における諸般のサポート活動に役立てていきたいというニーズが生じている。その際、地方公共団体においては、受入れ機関に関する基礎的情報の把握方法が整備されていない実態にある。

したがって、地域におけるサポートを目的として、地方公共団体より、団体監理型研修の受入れ機関に関する情報提供の依頼が J I T C O に対して行われた場合には、当該地方公共団体の地域内に所在する第 2 次受入れ機関の研修を監理する第 1 次受入れ機関について、その名称、住所、連絡先に関する情報を J I T C O が把握している場合で、当該地方公共団体によるサポート活動等を実施していくために当該情報を J I T C O が提供することが相当な場合は、当該情報を当該地方公共団体へ提供しよう J I T C O へ要請し、その体制を整える。(法務ウ g (カ))

(4) 出入国管理及び難民認定法改正法案の施行までに検討すべき課題

使用者以外の受入れ機関等に対する責任の明確化【平成 21 年通常国会に提出される予定の改正出入国管理及び難民認定法施行までに措置】

「入国・在留審査要領」(平成 17 年 7 月 26 日法務省管在第 3260 号通達)において、就学生や留学生が学ぶ教育機関に対して、その在籍状況を地方入国管理局向けに定期的に報告することを任意で求めている取扱いを、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)の関連法令へと格上げを図り実効性を高める。

格上げに当たっては、『「外国人雇用状況報告」の内容拡充・義務化』の外国人雇用状況報告の対象とならない雇用関係のない者（研修生等）も含み、不適正な事案が判明した場合の対処、資格ごとに異なると考えられる徴求事項への対応を可能とする随時照会・回答といった手法についても規定する。（法務ウ d）

在留資格の変更及び、在留期間の更新許可のガイドライン化並びに情報収集の在り方【平成 21 年通常国会に提出される予定の改正出入国管理及び難民認定法施行までに検討・結論】

在留資格の変更及び、在留期間の更新許可のガイドライン化に当たって考慮する事項として挙げた、ア 国税の納付状況、イ 地方税の納付状況、ウ 社会保険の加入状況、エ 雇用・労働条件、オ（家族が同時に滞在している場合には）子弟の就学状況、カ（在留資格の特性に応じ）日本語能力等の諸情報は、外国人本人に書類の提出を求めることによる既存の制度で取得しうる情報を有効に活用しつつ、国の機関同士、及び国の機関と地方公共団体との間で我が国における外国人の権利の保護及び義務の履行に係る情報を効果的かつ効率的に収集することが可能となるよう検討し、結論を得る。（法務ウ e）

永住許可を得た外国人に対する在留管理の在り方等【平成 21 年通常国会に提出される予定の改正出入国管理及び難民認定法提出までに検討・結論】

『「外国人雇用状況報告」の内容拡充・義務化』により収集された情報の活用や、例えば、在留カードを発行する場合には、地方入国管理局での在留カードの確認申請期間を設けるなどの方法で、一定期間ごとに永住許可を得た外国人の在留状況をチェックし、在留実績がない者等に対して入国・在留管理上の規制を行うことについて検討し、結論を得る。（法務ウ f）

留学生の在留許可期間の柔軟運用【平成 21 年通常国会に提出される予定の改正出入国管理及び難民認定法施行までに検討・結論】

我が国へ在留資格「留学」で入国する留学生に許可される在留期間は、現状、1 年ないし 2 年と定められている。結果として、例えば、本邦大学院の 2 年制修士課程に留学すべく来日する留学生が、2 年の在留期間を付与された在留資格認定証明書を持ち 3 月上旬に上陸許可を得て入国した場合、卒業式が行われる翌々年の 3 月下旬には既に在留期間が切れてしまっていることになる。このような場合、新たに「短期滞在」の在留資格を取得する等の対応が取られているが、こうした手続きを必要とすることは、申請を行う留学生だけでなく、それを受け付ける地方入国管理局にとっても手間がかかる事態になっている。

慣れない異国での生活の準備のため、3月上旬に入国し4月からの勉強に備える留学生も少なくない中、「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)において、2020年を目処に留学生数を30万人とすることを目指している我が国の方針に照らしても、このような問題は早急に改善が図られるべきである。

したがって、新たな在留管理制度の構築に併せて行われる在留期間の見直しの検討の中で、在留資格「留学」の在留期間について、留学生の卒業に十分な在留期間が許可できるよう検討し、結論を得る。(法務ウ)